



Q 最近、会社事務所の照明の明るさ等の基準が見直さ21年12月1日に一部改訂されました。どが改正施行されましたか。

のよつな内容ですか。会社事務所に関する法令として「事務所衛生基準規則」があります。

A この法令には事務所の環境管

職場の労働衛生基準が改正

た。今回の改正は「作業面の照度」「便所の設置」「救急用具の内容」等で、主には次のとおりです。

【照度】事務作業における作業面の照度の作業区分を二つとし、基準を引き上げました。(ただし22年12月1日施行) 一般的な事務作業は300ルクス以上、付随的な事務作業は150ルクス以上。

【便所】原則として男性用、女性用に別として設置することに変わりはありません。

【独立個室型の便所】(男性用、女性用を区別しない四方を壁等で囲まれ1個の便所により構成された便所)については、設置した場合はこれまでの基準に一定数反映させること。少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)で建物の構造からやむを得ない場合等は例外的に当該便所基準を引上げました。

【救急用具の内容】事業場で備えるべき救急用具・材料については、品目の規定をなくす。会社で想定される労働災害等に応じ、必要なもの衛生委員会等の検討結果等を踏まえ、備え付ける。

詳細については、局ホームページまたは健康安全課へ確認してください。